

警察本部

教育公安委員会 【議案関係資料】 (当初予算関係)

2月7日提出

目 次

部課名	案 件	頁
会 計 課	令和 7 年度当初予算案の概要について	3
交 通 部	秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案の概要について	8

令和7年度当初予算案の概要

令和7年度警察関係予算

総額 269億1,634万5千円（対前年度比 +1億7,404万6千円 +0.7%）

◇ 性質別

- ・ 人件費 207億9,482万3千円（対前年度比△1億953万3千円 △0.5%）
～ 警察官等の給与費、公安委員報酬
- ・ 物件費 61億2,152万2千円（対前年度比+2億8,357万9千円 +4.9%）
～ 警察施設や信号機等の整備、警察官の装備品の整備等

主 要 な 事 業

【警察本部費】

高齢者安全・安心アドバイザー事業 55,068千円

高齢者の交通事故防止や特殊詐欺等の犯罪被害防止などを目的に、平成21年度から県内各警察署に「高齢者安全・安心アドバイザー」を配置し、高齢者宅訪問による交通安全指導や防犯指導のほか、交通安全教室を開催するなどの活動を行っている。

○ 高齢者安全・安心アドバイザー 28人（14警察署に各2人）



交通安全教室(高齢者)

働き方改革の更なる実現のため、テレワーク用通信機器の整備を行い、業務の合理化・効率化を推進することにより警察力の強化を図る。



【装備費】

犯罪や事故の現場への迅速な臨場や機動力を駆使した警ら活動を展開し、有事即応体制を確保するため、経年による老朽化が著しいパトカー等を計画的に更新する。

- 小型警ら車（ミニパト） 3台
- 多目的運搬車（軽ワゴン） 3台



警察航空機「やまどり」の維持管理並びに操縦士及び整備士の計画的な人材育成を行う。



【警察施設費】

交番・駐在所改築事業 93,413千円

老朽化により建て替えが必要となった交番・駐在所の改築等を行う。

- 改築工事
 - ・ 北秋田警察署 鷹巣南駐在所（現在地改築）
- 改築に向けた設計委託等
 - ・ 五城目警察署 大潟駐在所（現在地改修）
 - ・ 男鹿警察署 若美駐在所（新規取得敷地に移転新築）



横手警察署東成瀬駐在所(R6.3築)

運転免許センター及び交通機動隊庁舎改築事業 694,477千円

運転免許センター庁舎は昭和49年、交通機動隊庁舎は昭和45年の建築により、老朽化・狭隘化が著しいことから、令和3年度から5か年計画で改築を進めている。

新庁舎は令和6年1月から運用を開始している。

令和7年度事業最終年度となり、車庫棟等の改築を行う。



【一般警察活動費】

大規模災害対策事業 21,917千円

災害発生時の停電により信号機が停止し、道路交通が混乱することを避けるため、電池式信号機電源付加装置を増強整備するほか、浸水した災害現場における救助活動や捜索活動に要する資機材を整備する。

- 電池式信号機電源付加装置整備 9式
- 救命胴衣、救命ボート

電池式信号機電源付加装置



【刑事警察費】

特殊詐欺被害防止対策事業 3,575千円

Web広告の表示や新聞広告により、SNS型投資・ロマンス詐欺の新たな手口を含めた特殊詐欺等の手口と注意点を県民に広報し、詐欺被害を防止する。



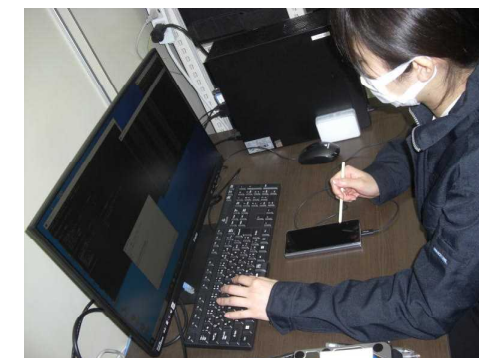
街頭防犯カメラ整備事業 9,130千円

犯罪の予防と被害の未然防止を図るため、街頭防犯カメラを整備して犯罪の起きにくい社会づくりを推進する。現在、県内に合計86台の街頭防犯カメラを設置しているところであるが、新たに14台増設を行う。



サイバーセキュリティ戦略推進事業 6,766千円

サイバー犯罪の手口は悪質・巧妙化の一途をたどっており、これら犯罪に対処するため、サイバー犯罪捜査部門の基盤強化や多岐にわたる情報の分析精査のための資機材の整備を推進する。



【交通指導取締費】

交通信号機整備事業 695,768千円

安全・安心な交通環境を構築するため、通学路等への信号機の新設や道路改良に伴う移設を行うほか、老朽化した信号制御機、信号柱及び信号灯器を計画的に更新する。

- 信号機新設 3か所
- 信号機移設 14か所
- 信号制御機60基、信号柱130本更新
- 信号灯器（LED化）920灯更新 など



交通安全施設整備・維持管理事業（道路標示整備費） 205,193千円

横断歩行者や通学路における児童の安全確保及び危険箇所の交通事故防止を目的に、横断歩道やはみ出し禁止線等の道路標示を施工する。



高齢者等にやさしい交通事故防止対策事業 4,951千円

視覚障害者が横断歩道を安全に利用することができるよう「エスコートゾーン」を整備するほか、高齢者が多く横断する交差点に青色信号の残り時間を表示させる歩行者用灯器を設置し、無理な横断の抑止と青信号表示時間内に安心して横断できる交通環境を整備する。

- 「エスコートゾーン」、「経過時間付歩行者用灯器」の整備



秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案の概要について

1 改正の理由

- (1) 令和6年11月1日、「自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が公布され、自動車保管場所標章の交付及び再交付に係る手続が令和7年4月1日をもって廃止となる。
- (2) 自動車保管場所証明及び道路の使用の許可等の申請に対する審査に要する費用の適正な負担を確保するため、これらの申請に係る手数料の額を引き上げる必要がある。
以上の理由から、手数料額の適正化を図り、手数料徴収条例の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 保管場所法関係

	改正前	改正後
証明書交付手数料（紙申請）	2,150円	2,500円
証明通知申請手数料（電子申請）	2,150円	2,500円
証明書再交付申請手数料	700円	0円
保管場所標章交付手数料	500円	0円
保管場所標章再交付手数料	500円	0円

保管場所標章

（令和7年4月1日廃止）



自動車の保管場所証明とは、道路が自動車の保管場所として使用されないようにするために、自動車の保管場所の確保等に関する法律において保管場所証明書や軽自動車の保管場所に係る届出、保管場所標章の表示義務等の制度が設けられているもの。

これまでは保管場所の確保を証する書面（いわゆる車庫証明）に併せて保管場所標章を交付していたが、データベースが整備されたことなどにより、標章を廃止することとなった。

これに伴い、申請者の来庁回数の減少、窓口業務担当者の業務負担軽減などの効果が期待される。

(2) 道路使用許可関係

	改正前	改正後
申請手数料	2,250円	2,500円

道路使用許可とは、道路工事・イベント・祭典など通行目的以外の道路の使用のうち、社会的な価値を有するものについて、一定の要件を備えている場合に警察署長が許可を与えることにより、道路の通行という一般的な使用を基本とする秩序の確保を図りつつ、道路の使用に係る様々なニーズに適切に対応しようとするもの。

3 施行日

令和7年4月1日から施行することとする。